

入札執行事務取扱要領

富士川町において行う建設工事の入札執行事務については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理する。

1 入札の執行

(1) 入札の通知

ア 町長は指名業者が決定したときは、入札（見積）日時、場所等を決定するものとする。

イ 町長は、次の見積期間を考慮のうえ、入札日時、場所等を決定するものとする。

(ア) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上

(イ) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、
10日以上

(ウ) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ)、(ウ)の見積期間は5日以内で短縮
することができる。

ウ 入札日時、場所等が決定したときは、指名業者に対し、「指名競争入札通知書」によ
り、通知するものとする。

エ 当該工事の設計図書等は、町のホームページよりダウンロードしてもらい、現場説
明は行わないものとする。

(2) 入札執行者

入札の執行は、町長が行うものとする。ただし、町長が都合により入札の執行ができな
い場合は、町長が指名したものが代行するものとする。

(3) 入札場所

入札は原則として、役場内の入札室において行うものとする。

(4) 入札の方法

ア 入札執行者は、入札場所に予定価格書及びくじ等を用意すること。

イ 入札の順序は原則として、入札執行時の工事箇所順位によるものとする。

ウ 定刻になった場合は、順次入室させるものとし、この場合指名業者を読み上げて確
認を行う。

エ 指名業者には、町の規定する「入札書」に必要事項を記載させ、記名押印のうえ入
札執行者に提出させるものとする。

オ 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。

この場合、当該代理人は入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

カ 入札執行回数については、予定価格を公表している入札は1回、その他は2回を限
度とする。

(5) 失格及び入札辞退

- ア 予定価格の公表により入札執行時において、予定価格を超える入札書が提出された場合は、失格とする。
- イ 競争契約入札心得第5条により入札の辞退をすることができる。
- ウ 無効の入札及び入札辞退等により適正な入札参加者が一社もない場合は、直ちに入札を中止し、指名替え等により的確に対応するものとする。
- エ 無効の入札及び入札辞退により、適正な入札参加者が一社の場合は、直ちに入札を中止し、この一社を残し他は指名替えを行い執行するものとする。

(6) 開札

- ア 開札は入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行わなければならない。
- イ 入札執行者は予定価格調査書と比較し、最低価格を入札した業者名と金額を読みあげ落札者を決定するものとする。(事前公表あり)
- ウ 入札執行者は、入札書のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は直ちに2回目の入札を行うものとする。(事前公表なし)
- エ 2回入札を行っても落札者がないときは、最低入札者と協議し、随意契約としたい旨を各業者に図り了承を受けるものとする。

(7) くじによる落札者の決定

- ア 入札執行者は落札者となるべき同価入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に最初に「落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ」を引かせて、その結果により、「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、この場合入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記名押印させるものとする。
- イ 前項の場合において当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(8) 入札結果の通知

入札執行者は、落札者が決定したときは、直ちに「入札結果一覧表」により主管課へ通知するものとする。

(9) 準用

この要領は、業務委託及び工事に要する材料の購入の場合に準用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。